

# 第 1 回 秋 田 市 宿 泊 税 検 討 委 員 会 会 議 録

日 時 令和 6 年 7 月 1 0 日 (水)  
午前 1 0 時から午前 1 1 時 2 0 分まで

場 所 秋 田 市 役 所 3 階 セ ン タ ー ス 洋 室 4

## 出席者

委 員 浅利 久樹 (秋 田 県 旅 館 ホ テ ル 生 活 衛 生 同 業 組 合 秋 田 支 部  
支 部 長)

白 木 智 昭 (秋 田 大 学 教 育 文 化 学 部 教 授)

佐 藤 太 郎 (秋 田 商 工 会 議 所 総 務 企 画 部  
部 長 代 理 兼 ま ち づ く り 推 進 課 長)

佐 藤 司 (公 益 財 団 法 人 秋 田 観 光 コ ン ベ ン シ ョ ン 協 会  
専 務 理 事)

佐 藤 雅 彦 (一 般 財 団 法 人 秋 田 経 済 研 究 所 所 長)

原 田 吉 啓 (株 式 会 社 J T B 秋 田 支 店 支 店 長)

事 務 局 秋 田 市 観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 観 光 振 興 課

秋 田 市 企 画 財 政 部 市 民 税 課

傍 聴 者 な し

## 会 議 の 内 容

- 1 開 会
- 2 観 光 文 化 ス ポ ー ツ 部 長 挨 拶
- 3 各 委 員 の 紹 介
- 4 秋 田 市 宿 泊 税 検 討 委 員 会 の 概 要 に つ い て

事 務 局

(資 料 2 に よ り 説 明)

- 5 委 員 長 お よ び 副 委 員 長 の 選 出 に つ い て

(委 員 の 互 選 に よ り 委 員 長 は 白 木 智 昭 氏 、 副 委 員 長 は 佐 藤 雅 彦 氏 に 決 定 し た 。 )

白木委員長

改めまして、委員長を仰せつかりました白木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。先ほど日程、趣旨についてご説明がありましたけれども、全国的にもまだ事例がそれほど多いタイプの税ではないようですので、なかなか議論として難しいところもあるかと思っておりますけれども、皆様のご協力のもとで円滑な委員会の運営に当たってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

## 6 会議の公開および会議録の作成について

白木委員長

議題に入ります前に、皆様に改めてご連絡をさせていただきたいと思っております。秋田市宿泊税検討委員会の傍聴に関する要領第2条の規定に従いまして、この会議は公開とさせていただくことといたします。なお、後日事務局が会議資料および議事録をホームページで公開する予定と伺っておりますので、その点もご承知おきいただければと存じます。

## 7 議題

白木委員長

初めに、議題の(1)宿泊税検討の背景について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料5により説明)

浅利委員

最初にコロナの期間中、行政から私どもの業界は大変なご指導ご支援をいただきました。大変ありがとうございます。また、この税の導入、ただいまのご説明のとおり、限られた財源を一生懸命効果的に使っていこうと担当されている皆様に敬意を表したいと思っております。

秋田市の組合ならびに県内の組合員の皆様に意見を伺ってまいりましたので、それをご紹介しながら、進めさせていただきたいと思っております。

ご趣旨の事柄については全くそのとおりで、背景等に異存はございません。人口が減って交流人口の拡大を図る必要があるとか、そのために有効な施策を打っていききたいとか、その点につきましては全くそのとおりだと思います。それに対し、宿泊事業者の大方の方々から開口一番出てくることとし

ては、その辺のところはよく分かるが、宿泊税なるものが宿泊者に対してのみかかり、それを徴収する事務手数料など、様々な点で宿泊事業者がそれに関わることでとされていることについては抵抗がございます。例えば、魅力ある観光コンテンツの提供、受入体制の強化、魅力あるまちづくりですけれども、これらのことは、宿泊業だけではなく観光業そのものに関わってくる事柄であろうと。それが宿泊した人にかかり、それを徴収するのは宿泊事業者という点について、1点目の抵抗感が示されております。

それから2番目に、この集められたお金がどのように使われるのであろうかと。先ほどご説明のとおり、特定の目的に限って活用し、使途について公表するとありますが、宿泊事業者の一部、温泉事業者あたりは既に入湯税という形で、似たような、細かくは違うんですけども、実施されておりますが、それらが必ずしも宿泊業者もしくは観光目的に使われているという具合にはいけないのではないだろうか、などと指摘をする人も少なくありません。一例を言うと、消防自動車に使われると。火事になったから、それは消しに行くからということでしょうが、何となく釈然としない。そうなりますと、通ってくる橋についてもそういうことになるのだろうか。あるいは、結果についての公表を、組合員それぞれがよく理解していないというようなこともございます。とりあえず冒頭ですので、宿泊税なるものの観光税なるものとの位置あい、この辺のところは問われている。2番目にその使途と。

もう一点だけ申し上げますと、9自治体が導入していることですが、顔ぶれを見ますと、いずれも大都会、いずれも大観光地、まだ東北地方では導入されていない、検討中のものも仙台市においては異論が出ているなど、色々な関係から意見がまだ定まっていない。まして観光業者が心配しているのは、このように諸物価が上がり、諸負担が増えている、このような中にわずかであっても新しい負担が増えることにより、宿泊事業者から、泊まる人が減りはしないかと、このような心配があるという意見がありましたので最初にご紹介をさせていただいた次第であります。

白木委員長

事務局の方でお答えいただけることを教えていただければと思います。

事務局

委員が指摘されているように、宿泊税につきましては、もし導入するとした場合、市に代わって宿泊事業者が宿泊者の方から宿泊税を徴収する事務などの負担を負うので、そういったご心配は当然出るものと思っております。先行導入している自治体を見ますと、事務負担が増えるので、それに対する事務費、交付金といったものを徴収した宿泊税の中から何パーセントかお渡ししている事例もあり、また、例えば導入するに当たってシステム改修とか初期費用が必要であれば、その経費の一部を補助しているところもあります。

あとはやはり心配される点としては、宿泊税についてフロントに来た方に説明し納得いただけるかという不安もあると思うんですけれども、説明するための、例えばポスター、ポップといったものを用意したり、あとはQ & Aを作ったりして対応しているようです。

また、宿泊事業者だけかというのもやはり大きなところであるんですけれども、導入している自治体の議事録等を見るとやはりそういったところでもいろいろ議論されているところでもありますので、私たちももう少し研究をして、宿泊事業者の方だけに負担をかけないようにするような制度設計ができないかというのを考えていきたいと思っております。

白木委員長

委員の皆様それぞれに思うところもあると思いますし、今、委員の方からご指摘のあった点については、この委員会の中で十分に議論を尽くしていきたいと思っておりますので、ひとまずは今の事務局のご回答を受けて、また今後の議論につなげてまいりたいと思っております。もう一つの議題の(2)でも他の自治体がどんなことをやってるのかということもありますので、それを踏まえた上で、さらにご質問ご意見ありましたら承りたいと思います。

佐藤太郎委員

私どもとしても、この観光振興を目的とした事業に対する宿泊税の導入に対して、考え方の異論はございません。交流人口の拡大、魅力ある観光コンテンツとなっていますけども、ただのコンテンツということではなくて、やはり滞在型の観光につながるコンテンツを充実させていったり、そのための受入環境を整備していくことが大切かと思っております。そうした上で、宿泊施設への利用がさらに増えて、それがまたこ

の宿泊税の増収にもつながっていくという好循環を生んでいければいいのかなと思っております。

宿泊、また宿泊滞在型観光は、やはり日帰り旅行に比べまして、消費額というのが3倍くらい違います。昨年の観光統計でいきますと、日帰り旅行の日本人の消費額が1万9,027円、宿泊旅行でいきますと6万3,253円ということで、経済効果でも大きく違ってまいります。商工会議所の取組としましては、こういった滞在型の旅行、それから消費につなげていきたいということで、秋田市ナイト観光検討委員会で検討をして、検討結果を踏まえて、千秋公園のお堀の蓮のライトアップをコンベンション協会の予算で実施していただきまして、それに合わせて賑わいづくりや消費につながるようなイベントを千秋蓮まつりということで実施しております。こういったナイト観光やナイトタイムエコノミーといったものも観光コンテンツの一つと考えておりますし、千秋公園などの歴史観光、それから体験コンテンツなどの充実といった部分を図っていく必要があると思います。そうやって、滞在型の観光を増やしていく中で、宿泊施設の稼働率も上がっていくかと思うんですが、そのときにやはり人手不足というの大きな課題となってくると思いますので、そういった面での宿泊業界の支援も必要になってくるのではないかと思います。

最後に、観光はすごく裾野の広い事業で、幅広い分野に影響や経済効果があると思いますけれども、そこにとどまらず観光というのは自分たちの住むまちの魅力を磨くということであって、市民の地域への愛着心ですとか、シビックプライドの醸成を図ることができると思います。ですので、ぜひ前向きにこういった取組を進めていただければと考えております。

佐藤司委員

今説明いただいた検討の背景という部分についてですけれども、秋田市の人口減少に伴う歳入減に対する財源確保の一つの策として、宿泊税の導入を検討するんだということにつきましては理解をいたしました。

ただ観光について、何を目途としてやるかということが大変重要なんだろうなと。宿泊事業者の皆様にはご負担がかかるのは当然だと思います。そういった視点も含めながら何のために何に取り組むのかという、今後のこの取組状況などを

見極めることが大事なのかなというふうに感じたところでございます。

白木委員長

おそらく集め方の問題と同時に、先ほど浅利委員からもありましたけど、何に使うのかというのもこういう税を導入するときには非常に重要になってくるかなと思います。今ここで原案みたいなものが示されているわけではありませぬけれども、この委員会の中でもそういった意識を持ちながら議論を深めてまいりたいと思います。

佐藤雅彦委員

宿泊税導入の検討をするということ、その背景は先ほどの説明で十分わかりまして、税収は極めて減っていくということで、その財源確保ということなんだと思います。これに限らず、自分が払う払わないということとは関係なく、新しく税金を作るということは市民の皆様、あるいは県民もそうなんでしょうけれども、それなりの抵抗感があるということは事実ですので、慎重に色々な検討を重ねていかなければいけないと思っております。

今までの方の意見にもあったんですけども、交流人口を増やすということで、具体的に何に使うのか、どういう策でこういうことをやりたいんだけども財源がないので宿泊税を導入するんだという、そういった明確な論理構成がないとなかなか理解が得られない部分もあると思います。従いまして、交流人口の拡大のある程度の策というものは、アウトライン的なところは当然示していかなければいけないのかなと思っております。

あと少なくとも、ちょっと規模は違うんでしょうけれども導入した9自治体でどのような効果があるのかというのは、十分確認しなければいけないと思います。

あとちょっと気になるのが、秋田市は県庁所在地ということで、秋田市外の方からも当然注目を浴びるところではあります。秋田市の宿泊税ということですので、大館や横手、湯沢から秋田市に宿泊する方も当然いらっしゃると思います。例えば身近な例で言えば、高校総体で秋田で大会があるのでその関係者が秋田市に宿泊するとか、そういった方たちからも一律に宿泊税を徴収する、また、個別具体的な制度設計というところになるんでしょうけれども、観光振興あるいは交流人口の増加というのは、県もかなりの力を入れておりま

して、県が秋田県内において宿泊税の導入を検討し、それがもし実施された場合は二重課税みたいな形になりますので、これは制度設計の各論になると思いますけども、そういった様々な観点から検討していかなければいけないのかなと思っています。

特に質問というよりも、今日は導入部分でございますので、今の感想としては以上でございます。

臼木委員長

今の件に関して何か補足はありますか。

事務局

宿泊税をどのような事業に充てるか、やはり使い道が大事だと思うんですけども、今のところ大枠としましては、本市の持つ歴史文化などの魅力の磨き上げや宿泊事業者等への支援を含めた受入環境の整備などの観光振興施策に要する費用を想定しておりますが、具体的な取組につきましては、検討委員会における議論を踏まえて決めたいと思います。次回以降にその議論ができるように資料を用意したいと思います。

臼木委員長

目的税の宿命でして、一般税であればあまねく取るのであまねく使えるんですけど、目的税の場合は特定の人から税金を徴収するということになりますので、それがどこにどう使われるのかというのは特に最近は関心が高いことにどうしてもなってしまうと思いますし、実際に市民、あるいは利用者のご理解を得るには、その集め方と同時にその使われ方とか使い道、最終的にはその効果みたいなこともおそらく税金の場合は厳しい目で見られる、そういう宿命があると思いますので、この委員会は何かを背負って代わりに決めるというよりは、こういった税があるとうこういう効果がある、あるいはこういう意図で使うのであれば市にとって将来的にいいようになるのではないかとというようなことを議論する、そういう委員会だと私も理解しておりますので、テクニカルな部分も大切にしながら、その税の本来の目的と使い道をバランスが取れるよううまい着地点がないかを皆さんと議論できればと思いますし、そういう資料がもしありましたらぜひ次回以降提供いただければと思います。

原田委員

政府でも、昨年3月に観光立国推進基本計画を6年ぶりに

改定をして、地域経済の活性化において観光振興が重要な政策であることは間違いないと考えております。様々な財政的課題を抱えている中で、観光予算を増額させることは難しいということは先ほど事務局の皆様からも背景のところでご説明をいただいたとおりにかなと考えております。

財源を確保する上で新しい税を導入するに当たっては、公平・中立・簡素といった税の三原則を守っていくことが非常に重要だと思えますし、これから導入する上での課題としては、先ほど浅利委員からお話があったような、まずは宿泊事業者様の合意形成であるとか、委員長からお話があった税の透明性であるとか、また実際に動かしていくとなったときには、課税対象となる範囲、例えば地元住民の方はどうするのか、教育旅行をどうするのか、またインバウンドはどうするのかといったような、それぞれに対してどうすることが公平であり中立であり簡素であるのかを考えていくことが必要だと思えますし、この検討委員会の議論も含めて周知と理解を市民の方々、それから来訪者の方々にいただくということが重要なかなと考えています。この辺りを丁寧に実態を調査しながら地域の課題を解決していく、その議論をこの委員会で進めていければいいのではないかと考えております。

白木委員長

一通り議題の(1)について皆様方から一言ずつコメントを頂戴しましたけれども、他の方のご意見を伺ってもう一言という方がいらっしゃれば、挙手していただきたいと思えます。

浅利委員

皆様方のお話を聞いて、だいぶ問題点とか本質が見えてきたような感じもするところですが、観光を推進するという冒頭出たお話、それから限られた税をどのように使っていくか、そこでその資料として、5ページに示されているように、事業所税が15億円ほど、それから交付税が36億円ほど、合計50億円が不足になるでしょうと、こんなところが、観光というよりも、税の不足という観点でお話を聞いております。これがごっちゃにならないようにしていくことが必要だろうと。つまり、事業所税15億円のうち観光にどのように使われてきたのか、それからどう失われていくのか、どう埋め合わせていくのか、あるいは過去の事業所税にとどまらず、新しい税がまさに先ほどの議論のように何に使われ

ていくのか、この点が明確になることが、とりあえず私ども宿泊事業者にとっては、当面説明していくものになるということをごここで改めて申し上げます。

なおかつ、他県の市がいろいろと、熱海市であれ、常滑市であれ、総務省の許可をもらったと、あたかも都市間競争に負けないスピードでと、こういうのも一方の正しさでありましょうけれど、この辺を整理しないでかかるということは、ちょっと尚早かなと。また、先ほどの繰り返しになりますが、コロナの後株価その他が上がって春闘も上がっていますが、可処分所得は下がっておりまして、宿泊事業者の業績もそんなに芳しいというわけではなく、日銀の発表を見ても、やはり厳しいものが横たわっていると、こんな環境でこの税の導入、無論今日明日するわけではございませんけれども、慎重にしていく必要があるんだろうと思って追加させていただきました。

白木委員長

実際にオペレーションをする立場、あるいはお客様と対峙するという立場から見れば、今、浅利委員がおっしゃった部分というのは業界の皆さんを納得させるということだけではなくて、お客様に対しても、いらっしゃる方たちに対しても説明責任を窓口で背負わなきゃいけないという、そういう立場ということもありますし、実際、コロナでかなり大変だったという状況からようやく回復しつつあるというところで、もう少し様子を見たいというところも正直あるだろうと思いますので、今ご指摘のあったとおりの拙速な議論をするつもりは、もちろん私ありませんし、結論ありきで進めるような形にならないように、私自身も心に留めておきたいと思いません。

他にいかがでしょうか。よろしければ議題の(2)に移らせていただいて、議題の(2)も含めてもし何かお気づきの点があれば、議題の(1)に絡めていただいても結構ですので、お時間を取りたいと思います。

それでは議題の(2)宿泊税導入自治体の制度内容について事務局からご説明いただきたいと思えます。

事務局

(資料6により説明)

浅利委員

この自治体の現状についてはご説明のとおりでよく理解で

きております。金沢市の例なんですけども、当初は2万円未満は200円、それ以上は500円と決めたわけですね。それで一定の期間やってみて、結果、先ほどのご説明のとおり5,000円未満はいただかないというふうに変わったと、あるいは変わると、こういうご説明であります。私どもの組合員からもこの点が出てるのでお話申し上げるんですが、低い値段の宿泊所というのはやはりありまして、それは必ずしも観光というよりも、どちらかというところと工事に来た方が長期で泊まるとか、むしろ実務に近いような需要だと思われれますが、そういう方々に対する配慮はぜひ必要だと訴える人がおります。金沢市の事例は、それが金沢においても似たようなことがあり、多分制度設計されたときにもそういう意見があったと思うんですが、5年ぐらいたってからこれを変えたというところは、それなりに興味深いところではないのかなと思っております。

あと、細かいことを申し上げますけれども、100円なり200円なり仮にかかったとします。それは税ですから、お客様からお預かりし、寄せておいて期日が来たら払うと、100円なら100円預かって100円払うと、それだけの話ですが、その事務手数料、これはまた別の問題ですけども、実際から言うと、大体クレジットで払うとか、仮に8,000円、100円なり200円、そうすると8,100円もしくは8,200円という売り上げが生じ、それを旅行会社あるいはクレジット会社、使用した金額にかかるわけですから、さっきの100円とか200円は、そのままではないと、先ほどの業者さんが若干かけた部分だけやはり宿泊業者に支払いが生じていると。それは細かいこととは言いつつも、そういう実態があるということもご説明しておきたいと思っております。

臼木委員長

何か事務局の方から補足はありますか。

事務局

やはり現地で支払われる場合以外にも、事前の決済で全てカードで支払われるケースもあるかと思っておりますので、その手数料の分も今後どうするか考えていかないとならないというふうに私たちも思っていたところでして、そういったところも議論いただければと思います。

白木委員長

実際私も学会ですとか、出張ですとか行きますけど、ネットで予約を入れて事前にクレジットで決済してという形が今一般的ですし、外国から来られる方とか、大きなまちから来られる方は本当に現金を持たずにスマホで決済したりするケースもすごく多いんだろうなと思います。

今、浅利委員がおっしゃったとおり、事業者の負担というのはマンパワー的な意味での負担だけではなくて、そういう決済システムの中に好むと好まざるとに関わらずいろいろ組み込まれつつあるので、その費用負担を、全てその100円を徴収するために宿泊事業者の方にご負担をかけてしまうというようなことになってしまうと、なかなかご理解を得られないのかなというところもありますので、おそらく東京、大阪、京都辺りだと、もうそういった外国人の方を相手にした、現場での業務を踏まえた上でこういった税率や対象を仕分けしてるんだろうと思いますので、細かいとは言いつつそういう部分も含めて後日の議論の中で何か私どもに情報提供いただければ議論も深まると思いますので、資料作成等ご負担でしようけれどもお願いをしておきたいと思います。

原田委員

先ほどご説明をいただいた宿泊税導入済み自治体の中で、北九州市では我々も少しその議論に関わっていたものですから確認をしたんですけども、やはり導入前のところで、市内の宿泊施設様から宿泊税導入が観光客数の減少を招くのではないかといった懸念の声が出たと聞いております。しかしながら、約4億円の増収が見込まれ、市はその税収を観光の魅力アップや受入環境整備、まさに先ほど事務局からお話をいただいた内容に活用し、新三大夜景に選ばれた北九州市の夜景をさらに引き立てたり、4か国語の案内板を設置したりという取組を行って、結果、観光客数の増加につながったという事例もございましたので、様々な議論をしながら、先ほどお話をさせていただいているとおり、宿泊事業者様の合意形成を図りながら進めていくことが重要なんじゃないかなと、改めて他の事例を見ても思うところがございます。

白木委員長

今日はあくまで制度のご紹介でしたけれども、事後の効果みたいなものですね、税金そのものはネガティブな方向に働くものではあるんですけども、まちの魅力ですとか、観光地としての知名度を上げるような取組が、この税金を使うこ

とによってつながって、最終的に観光客が増えるあるいはまちの魅力がアップするということで、市民にとってもハッピーでお客さんにとっても訪れてみたいまちになるというのは、それはそれで非常に良い循環になるのかなと思いますので、全部が全部そうかは分かりませんが、事後の効果みたいな部分がもし分かればご紹介いただければと思います。

佐藤司委員

今の説明を伺いまして、やはりそれぞれの自治体の規模ですとか、あるいは宿泊事業者様の規模感というか、そういった実態に応じて慎重に検討していく必要があるんだろうなと思います。その上で何に使うのか、これがやはりものすごく重要だと思います。

結果、やはり効果があると判断できるということであれば、この新たな税収、税徴収を検討するなり、この後宿泊事業者様向けのアンケートを実施していく予定のようですので、そのアンケートでどういったことを懸念されているのか、あるいは不安ですとか、そういった部分を十分検討しながら意見をお伺いするということが重要なのかなと感じました。

白木委員長

多分先のことですけれども、今考えてらっしゃるアンケートについてお分かりになる範囲、お話できる範囲で聞かせていただきたいと思います。

事務局

アンケートについては、2回目の委員会の際に事務局の案を説明しまして、例えば他に聞いていただきたいものがないかとかいろいろ整理したいと考えているんですけども、今現在こちらで考えておりますのは、例えば部屋数、料金区分ですとか、宿泊税を導入した場合、宿泊数などに影響があるかとか、あとはやはり修学旅行の課税免除についての考え、宿泊税の使い道として望ましいと思うものとか、そういった設問を今のところ考えております。あと細かいものもいろいろあるんですけども、長期宿泊者への対応ですとか、検討委員会で議論しやすいように情報を収集したいと考えております。

白木委員長

次回以降でアンケートの中身そのものについてもここで議論した上でアンケートを行って、その結果を見てということ

ですね。

佐藤雅彦委員

既に導入されている自治体、1か所を除くと大半が関西、大都会ということで、秋田市とレベル感として比較できるところが少ないのかなという気はしますけども、最近導入した長崎市、北九州市、あるいは福岡市で導入後どういう効果があったか、こういうところで問題点が出ているとか、せっかく参考事例がありますので、それこそ先ほどお話もありました宿泊事業者の事務がどういうふうになるのかですとか、問題点の把握や整理が、それがいい悪いということは別にして、必要なのかなという感じはいたしました。

佐藤太郎委員

皆様のお話をお伺いして、制度の内容については、幅広いお考えを聞きながら慎重に検討していく必要があることだと認識しました。ただ、一例として修学旅行の話が出ましたけれども、修学旅行を必ずしも免税するというのではなくて、そこは一律にいただいた上で、教育旅行について手厚くインセンティブを税収の中から与えて、積極的に修学旅行の方を逆に呼ぶとか、そういった取組もできると思うので、様々な視点から検討をしていけばいいかなと思います。

白木委員長

宿泊税の導入事例の9自治体なんですけど、先ほど浅利委員からもあったと思うんですが、福岡県と福岡市が両方課税をしていて、福岡市と北九州市の場合は50円でそれ以外は200円という定額というような、新しく何かそういう税を課す場合には100円に減額するとかというような調整をとった上で、県と市がダブルで課税しているということがあって、この辺の議論とか、何でこういうことになったのかとか、後日で結構ですので、お分かりになる範囲でこの辺の調整ですとか途中の議論ですとか、当然ダブル課税じゃないかという反発が相当あったと思うんですが、それが福岡と北九州をかけないんじゃないじゃなくて50円としているんですけど、その辺りの反発とか議論ってかなりあって、そこをあえて県も課税したという辺りの議論がもしわかれば、今後の議論の参考になるかなと思いますので、なかなか本当のところは分からないと思うんですが議事録等でオープンになっているものでも結構ですので、もしお分かりになれば後日教えていただければというふうに思います。

浅利委員

ただいまの委員長さんのお話のとおりだと思っております。県と市がそれぞれ課税するのが今後も増えてくると思われれます。ますます市の方で総務省と相談してやればよいということだけで済まないことが出てくる、そしてそれは消費者、あるいは我々がどう説明していくか、そういうことにもなる。また、冒頭からそこに話が何度も行ったり来たりしていますが、何に使われるのか、説明は確かに書かれているけど本当にそうなのか、結果はちゃんと公表されて検証されているのか、この辺はいつもこれが走り出しても出てくる問題だと。そこで長崎の事例としてですね、やはり宿泊税を導入してるんですけど、宿泊税の一部を観光交流基金として観光需要の回復喚起のための財源として確保するという一方で、宿泊税という一つの名目、目的を持ちながら、また別途により担保すると言ったらいいか、そんなことをされてるように側聞してますけども、なかなかそういうのに使うよと言ってもその限りでないんだなということの証左だとは思いますが、いずれこの後、研究を事務局がされるときに、長崎のこの事例をですね、こういう仕方したら確実にそういうのに使われたかなということで、宿泊事業者も理解していこうとか、そんな機運になるかもしれないので、その点お調べいただければありがたいなと思っている次第でございます。

臼木委員長

次回必ず全部ということでもよいと思っておりますので、お時間かかる部分もあると思っておりますので、今日いろいろご質問やこういったことを知りたいといったご意見については、後日ご対応いただければと思っております。いかがでしょうか。もしよろしければ、これで皆様の貴重なご意見を承った上で次回以降、資料の作成を含めて議論を深めるための材料として事務局の方でお預かりして資料作り、あるいは議論のたたき台のような形でご提供させていただくということにさせていただきます。

他に特にないようでしたら、最後のその他の方に移らせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

各委員

(異議なし)

## 8 その他

(次回開催日の連絡等)

白木委員長

今日の議論、委員長としてお話を承ってる中でも、税金の話というのは、本当に総論賛成で各論になると皆さんいろいろなご意見があって当然だと思いますし、この場は何でもいから結論ありきではなくて、繰り返しになりますけど皆さんの議論をしていただいて、最終的な税の案みたいなものはもちろん市が市として責任を持って議会なりに提案していく、あるいは市民に問いかけていくということになりますけれども、税としての趣旨ですとか、こういった税のあり方が将来の秋田の観光に役立つんじゃないかという議論をする場ですので、委員会としてのご趣旨も踏まえていただいて次回また議論を深めてまいりたいと思いますので、皆様どうぞご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

## 9 閉会